

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 7 月 6 日現在

機関番号：32629

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2019

課題番号：18K12664

研究課題名（和文）明治期の警察監視に関する実証的研究：旧刑法附則と移動の自由の制限を手掛かりとして

研究課題名（英文）Empirical Research on the Surveillance by the Police in the Meiji Era: With Keys of Supplementary Provisions of the Old Penal Code and the Restriction on Freedom of Movement

研究代表者

三田 奈穂 (Mita, Naho)

成蹊大学・法学部・研究員

研究者番号：10735921

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 600,000円

研究成果の概要（和文）：明治15年から41年まで、犯罪者に対して、警察が監視するという付加刑があった。当時の資料から、監視を受ける者はその他の犯罪者や不審者、無職者などと同程度の警戒がなされていたことがわかる。彼らは移動の自由が制限されていた。特に注目されるのが、旅行の自由の制限であり、旅行に際して警察が発行する旅券を携帯する義務が付された。このような仕組みは、治安維持のためのものであると説明されているが、初期の議論では旅券携帯の目的について、むしろ官吏の手間を短縮し、被監視人の人身保護を考慮している点が注目できる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究により、明治期初期に形成された警察により、再犯防止のための監視の具体的な内容が明らかとなった。被監視人は、自由な転居や旅行が許されず、常に警察から許可を得る必要があった。旅行については、旅券の携帯が義務化された。なお、明治9年には、川路利良により国民一般の内国旅行における旅券携帯義務が構想されていたが、川路のいう治安維持や犯罪者探索の便宜とは別に、官吏の手間の短縮や被監視人の人身保護も考慮されていた。また、旧刑法附則はその編纂経緯が明らかではなかったものの、本研究により、少なくとも監視規則については初案との類似性が認められた。今後は初案との比較による分析視点が得られた。

研究成果の概要（英文）：From 1882 to 1908, there was a supplementary punishment of surveillance by the police for criminals. The documents of those days tell us that they were watched as well as ex-convicts, vagabonds and unemployed. Their mobility rights were limited, including freedom to travel. It was mandatory to carry passports for domestic traveling. The explanation of the system said it was for maintaining the order, but in the early discussion, they considered that the passports would enable to save officers trouble and secure the criminals.

研究分野：法学

キーワード：近代日本刑事法史 警察監視 移動の自由 旅券

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

単純執行猶予の沿革に関する研究を通じて、明治期に警察監視という制度があったことを知った。警察監視には普通監視と特別監視がある。前者は付加刑であり、後者は仮出獄者に対して付されるものである。そこでまず、特別監視に関する研究を行い、普通監視への関心が高まった。

普通監視は付加刑として旧刑法(明治13年太政官第36号布告)で定められ、被監視人の行動の自由を制限する制度である。その目的は刑余者の再犯予防にある。被監視人には、監視規則の遵守が求められ、それに違反した場合は刑罰が課せられた。内務省の統計によると、監視規則違反は多い時期には毎年1万件を超え、また、刑罰を伴うことから、刑余者の社会復帰に馴染まないとされていた。そこで現行刑法の施行により廃止された。

このように、明治期の監視制度はあまり良い評価をされていない。そのため、ほとんど研究の対象として扱われてこなかった。しかし、この制度が当時の犯罪防止のために広く運用されていたという事実は、警察監視制度の実態を明らかにすることで、明治期の再犯防止政策の内容や刑法の具体的な実施に関する内容を説明することができるのではないかと考える。

2. 研究の目的

明治期の警察監視のうち、普通監視について、その内容及びそのような内容とした経緯について、具体的な内容を資料に基づいて明らかにする。

3. 研究の方法

(1) 普通監視は、対象者を一定の施設に収容しその身体の自由を剥奪する刑罰ではないものの、被監視人に行動制限を課すものであり、自由権の一部の剥奪または制限として理解できる。そこで、移動の自由の制限という視点に基づいて分析を行った。

(2) 監視規則は、旧刑法附則(明治14年太政官第67号布告)に定められたものである。同法の制定過程を明らかにすることにより、そのような仕組みとした具体的な理由が明らかとなるのではないかと考え、旧刑法附則の制定経緯に関する研究に取り組んだ。

4. 研究成果

(1) 概要

旧刑法は、法定刑に応じ犯罪を重罪・軽罪・違警罪に区分していたが、重罪の刑の言渡しを受けた者に対しては自動的に監視が付された。軽罪は、皇室に対する罪、国事に関する罪、貨幣・官印・官文書・私印私書を偽造する罪、官吏財産に対する罪、窃盗・強盗・詐欺取財の罪、贓物に関する罪の一部、放火の罪等に付加され、裁判官の宣告を必要とした。

順良で再犯のおそれのない者に対する仮免ができた。その理由は、刑余者はそもそも世間から嫌忌されるものであり、監視は行動の自由を制限するので生業を営む者の妨害となり得る、というところにある。ただし、仮免は取消しができた。

(2) 戸口調査と監視

内務省警保局による警察執務に関する参考書『警務要書』によると、警察が個別訪問により人民を網羅的に掌握してその動静を日常的に見張る戸口調査について、監視は、被監視人に対する警戒は一般よりも強化されてはいるものの、他の刑余者や不審者、無産無職者等よりも厳重であったとは記されていない。毎月1回調査され、本人に知られないように挙動に注目し、近隣の風評などが集められた。

(3) 監視規則

被監視人は、まず出獄後の住所を事前に定めることとされた。監視期間中の転居は、警察署の許可が必要であった。これは仮免監視においても同様である。旅行についても、転居と同様に警察署の許可が必要であった。

監視期間中、被監視人は警察署へ月2回出頭し、謹慎を表して監視票に官吏から認印を受けることとされた。警視庁では、毎月10日までに1回、20日より30日までに1回とされた。また、酒宴遊興の席または群集の場所への参加が禁止された。警察署への不出頭や無許可の転居・旅行等により監視規則に違反した者は、15日以上6月以下の重禁錮が科せられた。被監視人に定期的な出頭を求めたり移動の自由を制限したりすることは、その違反が直ちに犯罪となることから、社会復帰阻害要因となるともいわれるようになった。

(4) 旅行制限について

旅行の許可を与えられた被監視人には、距離や日程を計算して、往復日数を限定した旅券を付与することとされた。被監視人は滞在先に到着後、その地の警察署にその旅券を提示し、官吏の認印を受け、期限内に帰着して直ちに旅券を警察署に還納することとされた。天災または疾病等の際の取扱いについても規定があった。

大警視川路利良による内国旅行における旅券携帯の義務化計画（明治8年頃）は、治安上の要請から旅行者一般に無籍者・逃亡者でないことの証明書として旅券の携行を求めたものである。川路の意見書には、不良の徒の旅行を制限できる法的根拠の必要性を述べている。また、「旅券発行二関スル要旨」にも、旅券発行による再犯対策について言及されている。

川路の内国旅券規則案は、臣民一般を対象とするものについては成立こそしなかったが、不良の徒の一部である被監視人に対して旅行を制限し旅券携帯の義務を課したことは、一部を採用したともとれる。ただし、川路と監視規則との関連を直接示す資料は見つからなかった。

(5) 日本帝国刑法初案

旧刑法の編纂過程においては、監視制度の紹介が、ドイツやフランス法の規定とともに紹介されている。日本人編纂員は当初、御雇外国人ボアソナードの刑法講義を参考としながら、自らの手で草案を編纂していった。明治9年4月、「日本帝国刑法初案」が完成する。そこには、以下のように記されていた。

第20条 重罪を犯す者は、刑期満限の後3年以上10年以下左の条件に従い警察官の監視に付す。

一 刑期満る10日前に犯人をして自ら住所を定めしむ。若し自ら住所を定めざる時は、警察官においてその住所を定め。但し犯罪の情状によっては地方を限り居住往來を禁制することを得。

二 刑期満る後は警察官の鑑札を与え、警察の規則に従いその検査を受しむ。

三 居住を転移せんと欲する者は、警察官吏の許可を受け転移の後、24時間にその地の警察官署に出て検査を受けしむ。

四 旅行せんと欲する者は、警察官吏の許可を経て路券を受け、旅行地方到着の後24時間に路券をその地の警察官に出し検印を受しめ、転じて他地方に行くことを聴さず。

旧刑法の編纂は、この後に新しくボアソナードが起草した原案を基に進められ、日本帝国刑法初案がたたき台となることはなかった。しかし、初案に定められた内容は、旧刑法附則に定められた内容に合致する部分があることがわかる。ただし、警察による住所の決定、居住・旅行の制限に関する内容は大きく異なっている。

初案の編纂経緯については、『刑法草案編集日誌抜鈔』・『刑法編集日誌』により明らかとなる。ここでは、都市・犯罪地での居住を禁止とするか、または営業と密接に関わる住所の移動に慎重な態度を取るかで見解の対立があった。

また、旅券（路券）携帯義務も明文化されている。旅券携帯については、自身で現地の警察署の検印を得ることで官吏の手数を減らし、また、監視票（鑑札）の携帯は不要で、途中の疾病や事故の対処に便益があるという理由が述べられた。これは、治安を維持し犯罪者の探索を容易にするという川路の意見書とは異なり、官吏の手間を短縮し、被監視人の人身保護を考慮したものであるといえる。

(6) 課題として

監視はその編纂過程において、警察による住居の決定や居住・旅行制限を伴うものとして考案されたが、そのことが刑余者の社会復帰になじまず、また業務を煩雑にすることが指摘されていた。そして後に成立した監視規則は、明示的な立入禁止区域を設けることを回避した。

旧刑法附則については、これまで具体的な編纂経緯に関する研究はなく、監視規則に初案の影響がみられることは、今後の附則研究の分析に役立つだろう。

また、国事犯に対する監視について、保安条例等との関係から研究の進展が期待できる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 三田奈穂	4. 巻 97
2. 論文標題 明治期の警察監視について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 成蹊法学	6. 最初と最後の頁 306-289
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） http://hdl.handle.net/10928/1214	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 三田奈穂
2. 発表標題 明治期の警察監視研究に関する試論
3. 学会等名 法制史学会東京部会第275回例会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----